

上下水道だより

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)



スウィッピー

令和6(2024)年4月1日から水道料金を改定します

これまで上下水道局では、経営を健全化させるためコスト削減などに取り組んできました。しかし、いただく水道料金より皆さんに水を供給する費用の方が高いという原価割れの状態から毎年度赤字が生じているほか、水道施設・管路の老朽化も進行しています。今後も市民の皆さんに安心・安全な水道水を安定的に供給し、災害に強い水道施設・管路への更新を進めていくため、水道料金を改定し、平均19%の値上げを行います。

ただし、市民の皆さんの急激な負担増加を緩和するため、改定は2段階に分け、令和6(2024)年4月1日から1年間は、値上げ幅(現在の料金との差額)を半額(四捨五入)とする経過措置を設け、完全実施は令和7(2025)年4月1日から行います。

経過措置

水道料金表(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間) (表中のカッコ書きは、現在の料金との差額)(税抜き)

口径(mm)	基本料金 2カ月あたり	従量料金 1m ³ あたり							
		1m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 40m ³	41m ³ ~ 60m ³	61m ³ ~ 80m ³	81m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 600m ³	601m ³ ~	
13	1,700円 (+100円)	21円 (+1円)	135円 (+15円)	168円 (+18円)					
20	2,150円 (+150円)								
25	3,120円 (+520円)								
30	9,600円 (+1,600円)								
40	19,200円 (+3,200円)								
50	38,400円 (+6,400円)	140円 (+20円)	140円 (+20円)	170円 (+20円)	220円 (+20円)	240円 (+20円)	260円 (+20円)	280円 (+20円)	
75	48,000円 (+8,000円)								
100	96,000円 (+16,000円)								
150	144,000円 (+24,000円)								

平均改定率
19%

水道料金表(令和7年4月1日以降)

(表中のカッコ書きは、現在の料金との差額)(税抜き)

口径(mm)	基本料金 2カ月あたり	従量料金 1m ³ あたり							
		1m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 40m ³	41m ³ ~ 60m ³	61m ³ ~ 80m ³	81m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 600m ³	601m ³ ~	
13	1,800円 (+200円)	22円 (+2円)	150円 (+30円)	185円 (+35円)					
20	2,300円 (+300円)								
25	3,640円 (+1,040円)								
30	11,200円 (+3,200円)								
40	22,400円 (+6,400円)								
50	44,800円 (+12,800円)	160円 (+40円)	160円 (+40円)	190円 (+40円)	240円 (+40円)	260円 (+40円)	280円 (+40円)	300円 (+40円)	
75	56,000円 (+16,000円)								
100	112,000円 (+32,000円)								
150	168,000円 (+48,000円)								

【計算例】

※下水道使用料は改定なしのため水道料金のみで比較

口径20mmのメーター(本市で最も使用されている)で、2カ月に40m³使用した場合(だいたい2~3人世帯、税抜き)

現在	基本料金 2,000円 + 従量料金 (20円×20m ³ + 120円×20m ³) = 4,800円	平均改定率 19%
令和6年4月1日から1年間	基本料金 2,150円 + 従量料金 (21円×20m ³ + 135円×20m ³) = 5,270円	
令和7年4月1日以降	基本料金 2,300円 + 従量料金 (22円×20m ³ + 150円×20m ³) = 5,740円	

下水道使用料を含めた請求額などは、市ホームページでシミュレーションが可能です。詳しくは二次元コードからご覧ください。なお、4月1日をまたぐ検針期間分については、日割り計算を適用した水道料金の算定を行います。

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)



水道水フッ素およびその化合物検査結果

いずれも水質基準を満たしており、安全です。

採水場所	系統	採水月日
		9月4日
すみれが丘	惣川浄水場	0.16
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.16
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.27
安倉中	小浜浄水場	0.32
東洋町	阪神水道	0.08
中山桜台	小浜・県営水道	0.18
大原野	小浜・県営水道	0.17
武庫山	惣川・阪神水道	0.15

単位 = mg/L、厚生労働省の水質基準は0.8mg/L以下です

問 浄水課(水質検査室) (☎83・6940 FAX83・6941)

水道メーターの法定取り替え

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、地域ごとに取り替えています。11月の取替対象地区は以下のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを投函します。都合の悪い場合はお知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間: 11月6日(月)~11月27日(月)

対象地区: 逆瀬川、伊子志、末広町、東洋町

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)